



Trade Mark

商標

特許業務法人 藤本パートナーズ 白井 里央子◇弁理士

今年は東京でオリンピックが開催されるため、当社では現在、大会の開催を祝して新商品の発売やイベントを計画しています。商標について特に気を付けるべき点はありますか？



(山梨県 M. S)



### 1. オリンピックと商標

東京2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、東京2020大会）の運営費用は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、組織委員会）等が実施するスポンサーシップ、ライセンス、チケッティング等によって得られる収入が基盤となっています。オリンピック関連スポンサーには、多額の費用を支払うことの見返りとして、所定のカテゴリー（業種）において、商標をはじめとするオリンピックに関する知的財産の排他的な商業的利用権が与えられています。

このように、オリンピックの運営には商標が重大な役割を果たすことから、わが国では、IOC、JOCならびに組織委員会等の名義で、関連する商標が多数登録されています。

### 2. オリンピック関連商標権

①登録第6118624号 商標「五輪」

指定商品 25類 被服等 計22区分

②登録第4117279号

商標



指定役務 41類 スポーツの企画・運営又は開催 等

③登録第3275674号

商標

## オリンピック

指定役務 41類 オリンピック競技大会・オリンピック冬季競技大会・アジア競技大会・アジア冬季競技大会・ユニバーシアードその他これらに準ずる国際的総合競技大会の開催 等

④登録第6008759号

商標



指定商品の区分 1～45類（全区分）

⑤登録第6076124号

商標



指定商品の区分 1～45類（全区分）

### 3. 気を付けるべき点

オリンピックに関連する文字や図形は多岐にわたる商品・役務の分野で商

標登録されておりますので、これらの登録商標と同一または類似の商標を、その指定商品・役務と同一または類似の商品・役務に使用すると、他人の商標権を侵害する可能性があります。したがって、新商品の開発やイベント計画の際には、他人の商標権を侵害するおそれの有無などを事前に十分調査することを心がけてください。

特に、東京2020大会に際し、組織委員会は、アンブッシュ・マーケティング（故意であるか否かを問わず、団体や個人が、権利者の許諾なしにオリンピック・パラリンピックに関する知的財産を使用したり、オリンピック・パラリンピックのイメージを流用すること）を厳しく取り締まることを表明していますので注意が必要です。

ただし、「オリンピック」の文字は商標登録されていますが、広告の文章中に、「東京オリンピックが開幕しました」のように記述的に「オリンピック」の文字を使用すること自体は、商標的な使用には該当せず、商標権侵害とはなりません。このように、判断が難しい事例が想定されるので、事前に専門家に法的問題がないか確認するのがよいでしょう。